

新型コロナウイルス対策貸付のご案内

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受ける県内中小企業等を支援します

1 融資対象者

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている県内の中小企業者等で、次に該当する方

- ・ 1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合等で、最近1ヶ月間の売上高等(※)が前年同期に比べて5%以上減少している方

2 融資条件

融資限度額	1企業・1組合 2.8億円
融資利率	年0.70% (固定利率)
融資期間	10年以内 (うち据置2年以内)
資金使途	運転資金・設備資金
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる (第三者保証人不要)
信用保証	原則として保証を付ける
取扱期間	令和2年2月25日(火)申込受付分から 令和2年6月30日(火)融資実行分まで

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。

記者資料提供（令和2年2月14日）

神戸市経済観光局経済政策課 中島

TEL：078-360-3205 E-mail：chuki@office.city.kobe.lg.jp

兵庫県中小企業融資制度「経営円滑化貸付」の強化

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受ける中小企業者に対し、制度融資の要件緩和を行い、その資金繰りを支援します。

1. 概要

区分	経営円滑化貸付〔現行〕	経営円滑化貸付〔今回〕 (新型コロナウイルス対策貸付)
対象者	県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で下記に該当するもの ・最近3ヶ月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者	新型コロナウイルスの流行により影響を受けている県内の中小企業者等で次に該当するもの ・最近1ヶ月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者
資金使途	運転資金	運転資金・設備資金
貸付利率＋保証料率	1.95%	1.50%
貸付利率	0.80%	0.70%
保証料率	1.15%	0.80% ※
貸付限度額	1企業・1組合 1億円	1企業・1組合 2億8000万円
融資期間 (据置期間)	10年以内（うち据置2年以内）	同左
適用期間	—	令和2年6月末融資実行分まで ※2月25日(火)を目途に 融資申込み受付開始

※ セーフティネット保証を利用した場合（一般保証を利用する場合は第5区分で1.15%）保証の別枠として2.8億円が利用可能

2. 申込先

県制度融資の取扱金融機関

※県内のほとんどの金融機関が県制度融資を取り扱っています。

3. 問い合わせ先

神戸市経済観光局経済政策課

電話：078-360-3205

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室

電話：078-362-3321